

連絡事項

第三管区海上保安本部
交通部

○ 走錨事故防止対策の基本事項



湾外避難の推進

- 自船の安全確保や東京湾全体の走錨事故を低減するため、湾外避難を推進

湾外避難イメージ図(東京湾)



この実効性を担保するため、
港外避難勧告の運用改善等を検討



船上対応に関する対策

- 関係行政機関の連携による走錨事故防止対策講習
【運輸安全委員会事務局横浜事務所、関東運輸局、第三管区海上保安本部】
- 海技教育機構が運営する練習船実習生への走錨事故防止対策講習
【第三管区海上保安本部】
- 「非常に強い台風時の走錨による事故防止対策について」の周知
【運輸安全委員会】



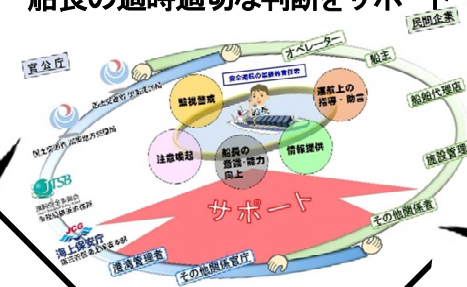
- オペレーター、船舶代理店等による、船長への走錨事故防止対策の講習や周知(特に外国籍船への対応を徹底)
- 船長による走錨事故防止対策の船内共通認識の構築



- 本検討委員会の検討結果、地域特性を踏まえた、
 - ・ 走錨事故防止対策のリーフレット作成
 - ・ 官民一体となった啓発活動

基本理念

幅広い関係者が当事者意識を持ち、
(海事関係者、施設管理者、関係官公庁等)
それぞれの観点から、
船長の適時適切な判断をサポート



運航管理に関する対策

- 東京湾海上交通センターによる監視警戒・情報提供等(特に外国籍船への対応を徹底)
- 海上運送法等に基づく「安全管理規程」に、荒天時の対応措置(陸上側から船舶側への情報提供)を明記するように改正
【国土交通省海事局】



- オペレーター、船主、船舶代理店等による安全管理規程の荒天時の対応措置に基づく情報提供等の実施(特に外国籍船への対応を徹底)
- オペレーター、船主等による船長教育体制の確立の推進
- リスクアセスメント手法の活用の推進



施設管理者による対策

- 施設管理者は、各施設における有効な走錨事故防止対策について、対応体制や設備整備を含め建設的に検討

- ・ 航路標識による錨泊船舶とへの施設の明示、
- ・ 監視カメラによる施設周囲の錨泊船舶等の把握
- ・ サイレンの吹鳴
- ・ 防衝工やAIS信号所の設置等々



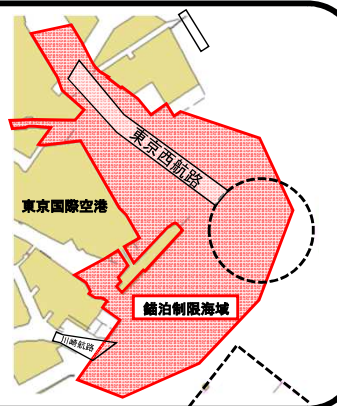
有識者検討会資料より

報告書の概要(東京湾における走錨事故防止対策)

○ 優先検討施設・海域毎の走錨事故防止対策

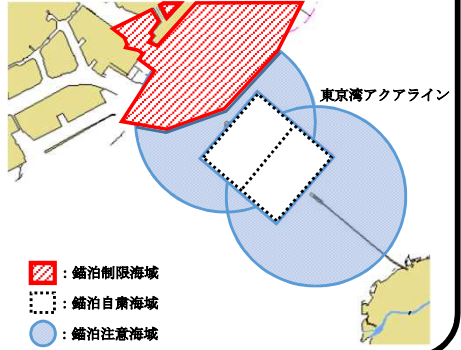
東京国際空港【区分Ⅲ】

- 東京国際空港周囲2海里(一部除く)の海域を「**錨泊制限海域**」として設定
- 港則法第39条第4項に基づき、「錨泊制限海域」内の錨泊船舶に対し、**錨泊自粛を勧告**
- 錨泊自粛勧告に従わない船舶に対し、同法第39条第3項に基づき、**退去を命令**



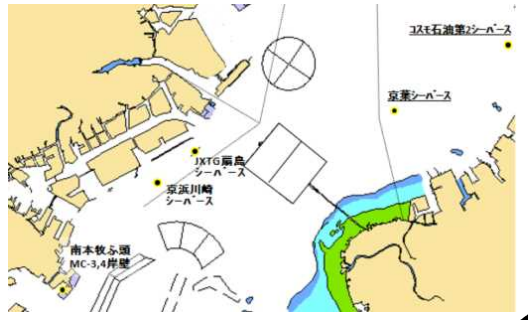
東京湾アクアライン【区分Ⅱ】

- 川崎人工島及び木更津人工島周囲2海里(錨泊制限海域を除く)の海域を「**錨泊注意海域**」として設定
- 行政指導として、船舶、オペレーター、船舶代理店等に**注意を喚起**するとともに、**走錨事故防止対策を指導**



海上シーバース及び南本牧ふ頭MC-3,4岸壁【区分Ⅰ】 (コスモ石油第2、京葉、京浜川崎、JXTGエネルギー扇島シーバース)

- 東京湾海上交通センターによる監視警戒及び情報提供等を実施

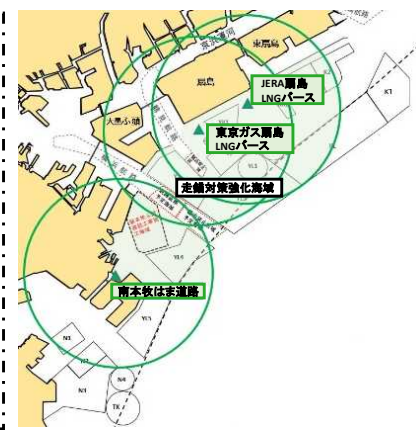


海上LNGシーバース及び南本牧はま道路【区分Ⅲ】 (JERA扇島LNGバース、東京ガス扇島LNGバース)

- JERA扇島、東京ガス扇島LNGバース、南本牧はま道路周囲2海里(一部海域を除く)の海域を「**走錨対策強化海域**」として設定

【走錨対策強化の勧告】

- 港則法第39条第4項に基づき、「走錨対策強化海域」内の錨泊船舶に対し、**走錨対策強化を勧告**
- 走錨対策強化の勧告に従わない船舶に対し、同法第39条第3項に基づき、**停泊方法の指定による具体的な走錨対策強化措置を命令**



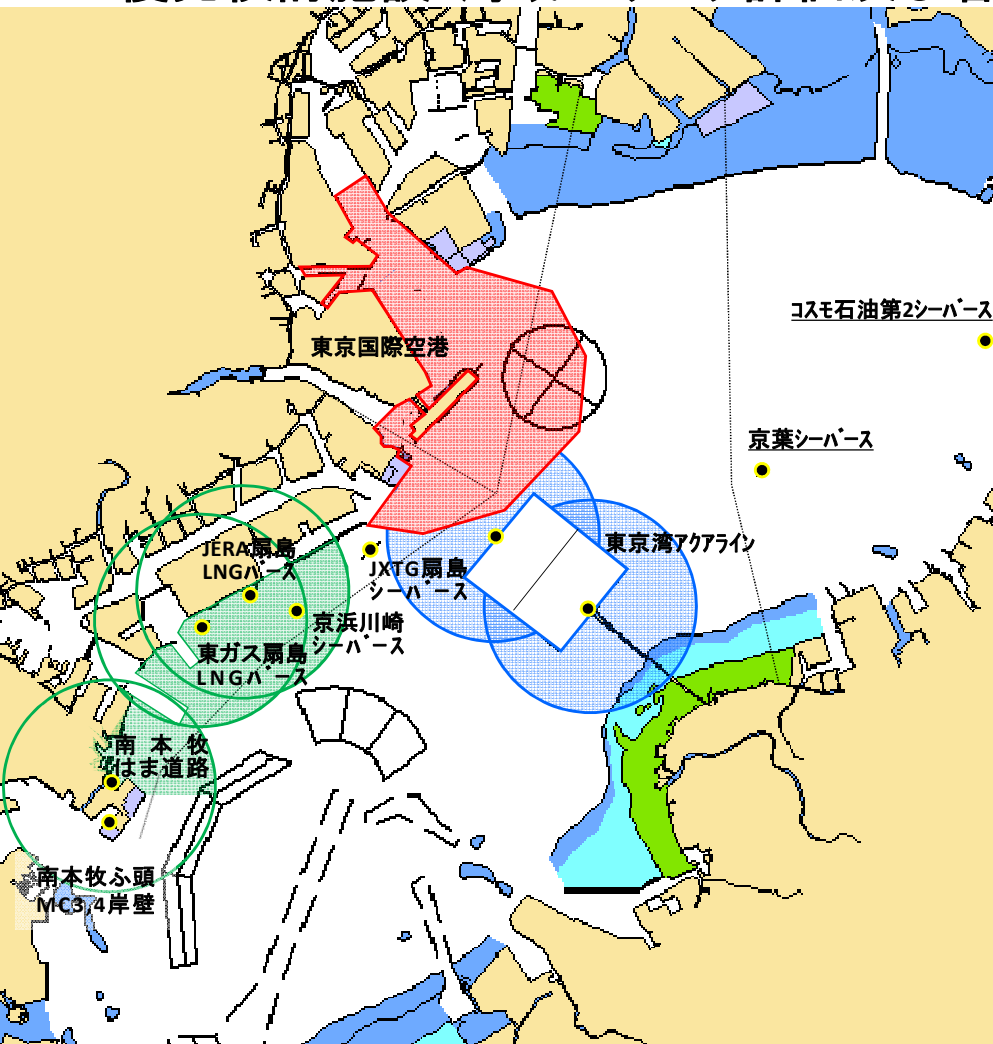
【高乾舷の船舶及び積荷積載率10%以下の船舶に対する錨泊自粛勧告】

- 港則法第39条第4項に基づき、「走錨対策強化海域」内の高乾舷の船舶及び積荷積載率10%以下の船舶に対し、**錨泊自粛を勧告**
- 錨泊自粛勧告に従わない船舶に対し、同法第39条第3項に基づき、**退去を命令**

【走錨初期における転錨、ちちゅう等への移行に関する勧告】

- 港則法第39条第4項に基づき、「走錨対策強化海域」内の錨泊船に対し、**走錨初期状態における転錨、ちちゅう等への移行に関する段階的かつ多重的な勧告を发出**

○ 優先検討施設・海域のリスク評価及び各走錨事故対策のまとめ



施設名	リスク評価		区分	代替錨地	主な対策
	走錨のリスク	社会的影響			
東京国際空港	低	高	Ⅲ	有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 錨泊自粛勧告・退去命令 ・ 海保による監視警戒・情報提供
海上LNGシーバース ・東京ガス扇島 ・JERA扇島	高	中	Ⅲ	無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 走錨対策強化を勧告・命令 ・ 転錨、ちちゅう等への移行に関する勧告 ・ 錨泊自粛勧告・命令 (高乾舷/積荷積載率10%以下の船舶) ・ 海保による監視警戒・情報提供
南本牧はま道路	低	中	Ⅲ	有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 走錨対策強化を勧告・命令 ・ 転錨、ちちゅう等への移行に関する勧告 ・ 錨泊自粛勧告・退去命令 (高乾舷/積荷積載率10%以下の船舶) ・ 海保による監視警戒・情報提供
東京湾アクアライン	低	中	Ⅱ	無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 錨泊注意海域の設定 ・ 海保による監視警戒・情報提供
海上シーバース ・コスモ石油第2・京葉 ・京浜川崎・JXTG扇島	低	低	I	無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海保による監視警戒・情報提供
南本牧ふ頭MC3,4岸壁	低	低	I	無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海保による監視警戒・情報提供

対応策の分類

- 【区分Ⅰ】 海上保安庁においてAIS、カメラ、レーダー等による監視及び無線等による注意喚起を行う海域をいう。
- 【区分Ⅱ】 Ⅰに加えて強力な指導を行う海域を設定し、巡視船艇による指導を行うなどにより、重点的に警戒する体制を確保する海域をいう。
- 【区分Ⅲ】 社会的影響を勘案しつつ、上記Ⅰ及びⅡに掲げる対策に加えて、船舶交通の安全等を担保するために、必要に応じ、船舶の錨泊や航行等を制限する海域をいう。

○ 湾外避難及び入湾自粛 ～概要版～

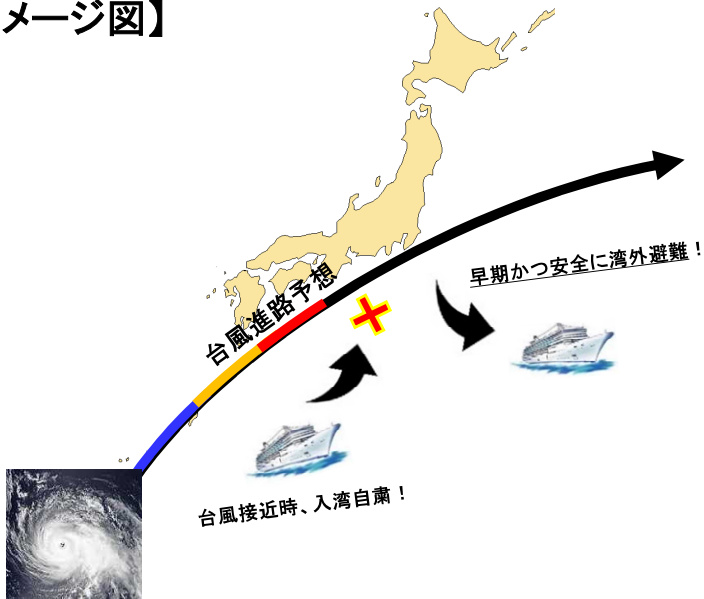
近年、関東地方を中心に過去に例のない強い勢力を維持したまま台風が来襲し、東京湾では走錨した一部の船舶が他の船舶や陸上施設へ衝突する事案等が発生している。

今後も、これまでに経験したことのない勢力の台風が、東京湾に来襲することが予想され、これまで実施してきた台風対策では十分に船舶の安全を確保できない状況も想定されることから、特に勢力の大きな台風が直撃する等おそれがある場合において、東京湾外への避難・入湾自粛を推進していく。

新たな推進方法

- 第三管区海上保安本部長から海事関係者等へ、湾外避難・入湾自粛の協力依頼文を送付
- 台風の影響の少ない湾外海域へ十分な時間的余裕をもって避難できるよう、湾内の各港長から避難勧告を早期に発出

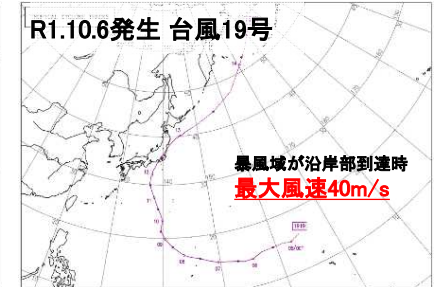
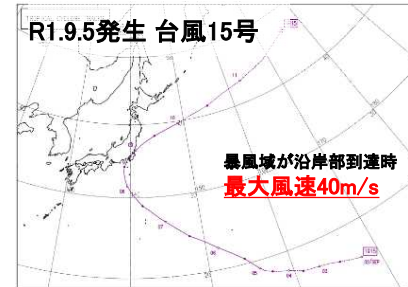
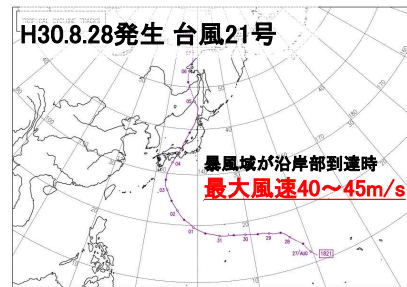
【イメージ図】



＜避難勧告早期発出等の基準＞

台風の来襲により、東京湾において最大風速40m/s以上の暴風が予想される場合

※ 平成30年 台風21号、令和元年 台風15号及び19号 クラスを想定



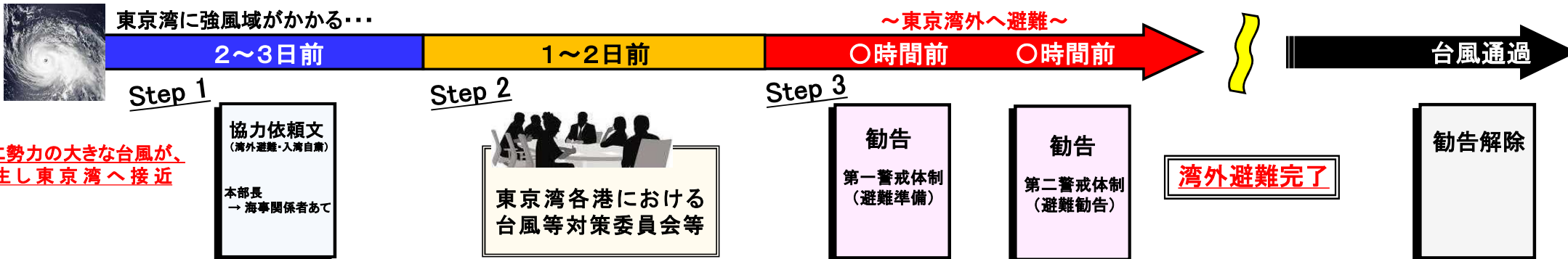
気象庁HPより

＜湾外避難時期等＞

各船長等の判断により、各船の堪航性を考慮して十分余裕のある時期に湾外に避難
また、荷役関係者・オペレーター・関係官公庁等が船長の適時適切な判断をサポート

※ 令和2年度、湾外避難する堪航性の低い船舶の安全確保等に資する検討を実施予定

【時系列及び対応措置】※ 日時については目安



特に勢力の大きな台風が、発生し東京湾へ接近